

第90回千葉県メーデー  
(5月1日)

千葉10:30~ 千葉市中央公園  
船橋10:00~ 大沼公園  
松戸15:15~ 松戸西口公園  
船 10:00~ 柏公園  
市原10:00~ 上総更級公園  
八千代10:00~ 八千代台東第4公園

# ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.org/> メール [chibarouren@axel.ocn.ne.jp](mailto:chibarouren@axel.ocn.ne.jp)

第329号

2019年

4月21日

発行  
千葉県労働組合連合会  
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8  
自治体福祉センター3F  
電話 043 (225) 5576  
FAX 043 (221) 0138  
発行人 本原康雄 定価20円

第 329 号 URL 版 2019 年 4 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

# 各組織でよりよい職場を めざして 春の拡大に奮闘

労働組合の要求を勝ち取るためには、強く大きな組合の力が不可欠です。4月は多くの職場で新入社員が入社してくる時期であり、組織拡大・強化に取り組む絶好の機会です。この間、様々な組合が組織拡大運動に奮闘し、多くの加入者を迎えています。いくつかの組織の取り組み状況を紹介します。



海浜幕張公園で新規採用者を歓迎するためにバーベキューを開催。25名が参加し懇親を深めた。=4月13日・県国公

## 県国公 新人歓迎会を盛大に

千葉県国家公務員等労働組合共闘会議(略称・県国公)では、4月に多くの新規採用がありました。新しい職員に対して組合の取り組みを伝え、よりよい行政づくりと職場環境の向上をめざし、組織拡大に奮闘。県国公加盟の各組織では次のように取り組みました。

全労働省労働組合では、4月13日に海浜幕張公園で、新入組合員歓迎会を開きました。

会場では、バーベキューで飲食をしながら、職場の若手先輩組合員も参加し、新入組合員の疑問や心配ごとに答え、和やかで楽しい会となりました。参加者は全体で25人、今年度の新規採用者は21人中20人が全労働省労働組合に加入しました。

全法務労働組合では、4月4日、千葉中央駅付近の某居酒屋を貸し切りにして、新入組合員歓迎会を開きました。

この歓迎会は、青年婦人部の仲間が主体となって、新入組合員を優しく、楽しく歓迎しました。参加者は全体で 30 人、職場の若手先輩組合員も参加しています。今年度の新規採用者は 8 人中 7 人が全法務労働組合に加入しました。

全司法労働組合、国土交通労働組合でも新規採用があり、新しい職員にたいして、組合の取り組みを伝えています。とりわけ、新人組合の加入促進は職場の仲間の声掛けが必要です。



辞令交付式前に新採職員へ組合のファイルを渡す。=4月1日・県職労

### 県職労 組合袋 620 まききる

まだ寒さも残る中、4月1日に千葉県職員労働組合(略称・県職労)は、県文化会館とプラザ菜の花の入口で、辞令交付式に参加する採用者に対して「就職おめでとうございます」と、声をかけながら、組合紹介グッズを総勢 23 名で 620 袋を手渡しました。

新入社員は少しはにかみながら「ありがとうございます」と緊張した面持ちでチラシやパンフ入りの袋を受け取りました。

本庁では、県職労が午前から午後にかけて、職場に配置された新規採用者 90 人に、歓迎昼食会チラシ(9、10、11 日の 3 日間予定)などを手渡しました。

今後は、病院関係で 7ヶ所、知事部局の研修会で 8 回の組合説明会開催を予定しているほか、各支部や職場単位でも新採歓迎会を計画しています。



組合説明会を開催。=4月2日・市職労

### 市職労 フォトムービーで説明

船橋市役所職員労働組合(略称・市職労)は 4 月 2 日、148 名の新採職員に組合説明会と歓迎会を開きました。

フォトムービーによる組合説明で、市職労の運動で夏季休暇削減を食い止めたことや初任給の引上げを進めてきたこと、スポーツ文化行事や共済、福利厚生制度などを紹介しました。

テニス、ソフトテニス、空手、野球、サッカーなどのサークルから 25 名、本庁の若い先輩職員 20 名が駆け付け、夕方の歓迎会への参加を呼びかけました。

新採歓迎会には新採職員 118 名が参加。佐藤委員長の開会あいさつに続き、副市長の尾原氏が新採職員にエールを送りました。

交流企画では市の公認キャラ“ふなえもん”のインタビューや、ビンゴゲームなど楽しく歓談しました。

### 千葉土建 ワクワクする拡大を

「ワクワクさせる拡大運動をやろう」ととりくんできた千葉土建の春の拡大月間は、1月20日から4月19日までとりくみました。



千葉土建春の拡大に取り組む。

ワクワクという言葉には何かを期待する気持ちが込められています。そんな活動にとりくんで仲間を増やそう、組合にもっと親しみを感じてもらおうと奮闘しました。

「バレンタイン訪問」「ワクワクドキドキラッキー訪問」「60 分対話」「分会パディファイト」など、創意工夫を重ねました。行動する役員も、訪問される組合員も楽しめる拡大行動を展開しました。

3 か月間の拡大月間では 951 人が加入。目標達成率は 85・29% にとどまりましたが、6 月の定期大会は前年比増でむかえられる勢いです。

# 波 涛

大正時代の初期、野球は不適正なスポーツだという新聞報道があったらしい。ドラマ「韋駄天」の中で取り上げられていた。このドラマは、日本のスポーツ文化を視覚的につかむことができ面白い。そのような時代から様々なことを積み重ねて現代の野球文化につながっていると思った▼イチロー氏が日本でいったメジャーリーガー引退会見で、「草野球のプレーヤーを続けている自分を想像している」みたいな発言をしていた。文化としての野球を強く意識して、多様なスポーツ文化の中で自分を表現できる社会が当たり前だとの認識を感じる▼

そのような社会の持続的な発展を図るには、権力者の横暴を許さないことが重要である。



【2面】

## そもそも消費税はどういう税金か 千商連・木幡事務局長に聞く

国民の多数が反対しているにもかかわらず、増税を止めようとしない安倍政権に対し、怒りが広がっています。今回、千葉労連とともに「消費税を廃止する千葉県連絡会」で運動をとにする千葉県商工団体連合会の木幡友子事務局長に、消費税はそもそもどういう税金かについて語ってもらいました。

### よくなるどころか改悪される社会保障

消費税は1989年4月1日、列島騒然といわれた国民の猛反対を押し切って導入されました。30年が経ち「生まれた時には、商売始めた時には、すでに消費税があった」という人も増えています。導入当時の経過を知らない世代が増えてくる中で「消費税はそもそもどういう税金か」を広範な人々に知らせていかなくてはいけないと思います。

時の政権は常に「社会保障制度を維持するために消費税の増税が必要」と言ってきました。しかし導入当時の社会保障と比べて、現在は医療費1割負担が3割負担に、厚生年金の支給開始年齢は男性60歳・女性56歳が65歳に、国民年金保険料は月額7700円から1万6340円にそれぞれ引き上げられました。



千葉駅で消費税増税反対を訴える木幡さん

消費税導入から30年間で集めた金額は約370兆円です。これだけの税金を集めておいて、どうして社会保障が改悪されるのでしょうか。同じくこの30年間で大企業向けの法人税の減税は約290兆円になります。結局はこの穴埋めに消費税が使われてきたというのが実態です。

### 1世帯あたり8万円の負担増

また消費税は低所得者ほど負担が重く、高額所得者ほど軽い不公平税制で、税金を集める上での基本の応能負担原則に反します。10月に10%に引き上げられれば「1世帯あたり年間8万円の負担増」になり、地域経済の更なる疲弊につながります。

この間安倍政権は、国民の声に押されて 2 回消費税の増税を中止しました。今からでも増税は阻止できます。消費税を廃止させる千葉県連絡会として幅広い団体とつながり、消費税増税反対の声を、どんどん広げていきたいと思えます。

## 利益追求・株式会社にももの申す

### 4・10 昭和ゴム労組霞ヶ関総行動



厚労省の回答に腕組みする組合員

終日の雨の中、9 回目になる昭和ゴム労組の総行動が霞ヶ関で行われました。

議員会館で朝の意思統一集会が開かれ、「昭和ゴムから資産の収奪をした悪質なファンドと対決していこう」と意思確認されました。昭和ゴムの子会社の不正会計により、課徴金が確立しましたが、約 2 年間未払いです。これに対し、組合は課徴金の即時執行を求めています。

午後は、厚労省前行動と国会請願デモが行われました。

厚労省前では、「生活苦が春闘を頑張る理由となり、政治を変えよう」、と官民共同で、全国一律最賃を求めました。「ここにいるほとんど人が月額 15 万円以下の生活をしている、是

非労働者の意見を反映してほしい」と訴えました。

その後、諸要求実現を目指して 1 時間の国会請願デモが行われました。

#### 厚労省は監督責任をはたせ

昭和ゴム労組は、厚労省に対して親会社である昭和ホールディングスが、団交権に応じるよう指導するように訴えました。

「今まで働いていた工場がなくなるなら、不安です。団交を申し入れましたが、親会社という理由で応じません。労働者の意見を無視するので、厚労省としてきちんとした見解を示して下さい」と、厚労省に対して訴えました。

終始、厚労省は「労働委員会にゆだねており、対応出来ません」、と繰り返しのべました。

それを聞いた組合員は、最後に、昭和ホールディングス前で定期昇給を上げろ、職場の安全に配慮し、組合との話し合いに応じろ、と訴えました。



雨の中厚労省前で要求掲げる

## 労働相談一ヶ月

### ～10 連休の休日割増賃金～

Q パート勤務です。10 連休中の 2 日間勤務するよう言われました。10 連休中の休日労働に関する 36 協定は結ばれておらず、賃金の割増手当は出ないと言われました。違法ですか。

A 割増手当や労働条件をめぐる違法か、という相談があります。「10 連休」については、事業主も苦慮しています。

休日労働については、行政解釈や就業規則の内容により判断が分かれ、今回は「違法か」という質問に限定します。労働基準法 35 条は、毎週 1 回の休日を与え、また 4 週間で 4 日以上

日を与えれば毎週 1 回でなくともよいとされています。したがって、休日には、労基法に基づく休日と基つかない休日が存在することになります。その為、10 連休に法定休日日が含まれ、その休日に働く時、質問の条件は違法ですが、法定外休日のみの場合は、違法とはなりません。相談者に、法定休日がいつか聞いてみましたが、わかりませんでした。働いている時に、法定休日・法定外休日と分けて考えません。これは、労基法の基準が労働条件の最低基準と定めており、労働組合の長年のたたかいで勝ちとった結果が反映しています。したがって、10 連休中の休日勤務は、休日労働として 35%の割増をおこなうべきです。

また、36 協定の対象になる休日労働は、1 週 1 回または 4 週 4 日の休日に労働させる場合です。よって、週休 2 日制の土日、祝日、創立記念日、年末年始等が会社休日の時、労基法を超える休日労働をさせたとしても、36 協定を締結する必要はありません。この問題も最低基準に合わせるのではなく、現場の労働者の認識をもとに締結対象とすべきです。 【中林】